



貸出金

■貸出金科目別残高

期末残高

(単位:百万円)

項 目	平成16年3月期			平成17年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
手 形 貸 付	55,396	98	55,495	36,466	-	36,466
証 書 貸 付	393,798	-	393,798	419,150	-	419,150
当 座 貸 越	46,252	-	46,252	40,172	-	40,172
割 引 手 形	5,045	-	5,045	4,905	-	4,905
合 計	500,492	98	500,591	500,695	-	500,695

平均残高

(単位:百万円)

項 目	平成16年3月期			平成17年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
手 形 貸 付	52,051	104	52,155	40,681	31	40,713
証 書 貸 付	377,622	-	377,622	407,918	-	407,918
当 座 貸 越	44,207	-	44,207	42,508	-	42,508
割 引 手 形	5,042	-	5,042	4,908	-	4,908
合 計	478,924	104	479,028	496,017	31	496,049

■貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

項 目	平成16年3月期		平成17年3月期	
	貸 出 金	うち 変動金利	貸 出 金	うち 変動金利
1 年 以 下	116,434		99,411	
1 年 超 3 年 以 下	84,684		86,748	
3 年 超 5 年 以 下	63,260		66,545	
5 年 超 7 年 以 下	51,255		53,721	
7 年 超	138,704		154,096	
期間の定め のないもの	46,252		40,172	
合 計	500,591		500,695	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成16年3月期		平成17年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	254,762	50.89	262,613	52.45
運 転 資 金	245,828	49.11	238,081	47.55
合 計	500,591	100.00	500,695	100.00



貸出金

業種別貸出金状況

(単位:百万円、%)

業種別	平成16年3月期		平成17年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内(除く特別国際金融取引勘定)	500,591	100.00	500,695	100.00
製造業	29,742	5.94	21,585	4.31
農業	1,531	0.31	1,591	0.32
林業	232	0.05	192	0.04
漁業	554	0.11	521	0.10
鉱業	358	0.07	75	0.02
建設業	38,448	7.68	36,622	7.31
電気・ガス・熱供給・水道業	3,670	0.73	497	0.10
情報通信業	3,095	0.62	3,108	0.62
運輸業	19,022	3.80	20,996	4.19
卸売・小売業	45,791	9.15	42,232	8.44
金融・保険業	16,324	3.26	21,214	4.24
不動産業	57,839	11.55	58,912	11.77
各種サービス業	75,851	15.15	76,061	15.19
地方公共団体	49,866	9.96	55,800	11.14
その他	158,259	31.62	161,281	32.21

中小企業等に対する貸出金

(単位:百万円、%)

項目	平成16年3月期	平成17年3月期
中小企業等貸出金残高(A)	399,974	397,466
総貸出金残高(B)	500,591	500,695
総貸出に占める割合(A)/(B)	79.90	79.38

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

消費者ローン残高

(単位:百万円)

種類	平成16年3月期	平成17年3月期
消費者ローン残高	158,393	160,558
住宅ローン残高	134,950	138,175
その他ローン残高	23,442	22,383

特定海外債権残高 該当ございません。

担保種類別の貸出金残高

(単位:百万円)

種類	平成16年3月期	平成17年3月期
有価証券	1,761	600
債権	13,302	15,638
商品	-	-
不動産	133,323	96,576
その他	1,911	-
保証	215,385	203,840
信用	134,906	184,039
合計	500,591	500,695

担保種類別の支払承諾見返額

(単位:百万円)

種類	平成16年3月期	平成17年3月期
有価証券	70	-
債権	69	121
商品	-	-
不動産	862	225
その他	16	-
保証	2,500	301
信用	1,306	4,774
合計	4,824	5,423



■リスク管理債権

(単位:百万円)

項目	平成16年3月期	平成17年3月期
破綻先債権額	4,239	3,609
延滞債権額	27,745	22,677
3カ月以上延滞債権額	355	248
貸出条件緩和債権額	3,856	5,848
合計	36,197	32,384

(注) 平成17年3月期リスク管理債権の項目説明につきましては、60ページの注記事項(※2から※5)にも記載しております。

! 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

項目	平成16年3月期					平成17年3月期				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,446	1,869	-	※2,446	1,869	1,869	1,659	-	※1,869	1,659
個別貸倒引当金	6,788	3,144	3,325	※4	6,603	6,603	2,504	2,595	※10	6,502
うち非住居者向け債権分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9,234	5,013	3,325	2,450	8,472	8,472	4,163	2,595	1,879	8,161

(注) ※洗替による取崩額であります。

■貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	平成16年3月期	平成17年3月期
貸出金償却額	607	525

■金融再生法基準による資産査定額

(単位:百万円)

項目	平成16年3月期	平成17年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11,821	11,657
危険債権	20,304	14,733
要管理債権	4,212	6,097
正常債権	469,654	474,242
合計	505,992	506,730

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

■金融再生法開示債権の保全内訳(平成17年3月期)

(単位:百万円)

項目	債権額(A)	保全額(B)	担保・保証等		保全率(B/A)
			担保・保証等	貸倒引当金	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11,657	11,657	7,460	4,196	100.0%
危険債権	14,733	12,981	10,681	2,300	88.1%
要管理債権	6,097	1,996	1,080	916	32.7%
合計	32,487	26,634	19,221	7,413	81.9%

! 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権であります。